公共サービスとは何か

自治労・企画局長

筆者は、本誌2006年1月号のこの欄で建物の 構造計算偽装事件に関連して、民間の指定確認 検査機関の法的位置づけについて最高裁等の判 決を引用し、言及した。すなわち建築確認事務 は行政処分であり、指定確認検査機関の確認事 務であってもその責務は当該市町村に帰属する というものであった。現在、連合と政府の協議 に基づき、公務員の労働基本権問題等を審議す る専門調査会が政府に設置され、その中で「公 務とはなにか、その範囲はいかに」を起点とし て議論が開始されている。改めて、こうした論 点について私見を述べてみたい。

そもそも「公務」ないし「公共サービス」の 定義は確立されているのだろうか。公務員の定 義も例えば地方公務員法では「地方公共団体及 び特定地方独立法人のすべての公務員をいう」 とされているにすぎない。公務員が担っている 業務が公務ないし公共サービスであることは間 違いないものの、公務員法が適用されない職員 により担われる公共もしくは公共的サービスが 広範に存在することも事実である。

すなわち、かつて公務員の担っていた業務が 一部民間委託され、あるいは事業ごと民営化されたり、また今日では独立行政法人制度、指定 管理者制度などにより、それまで公務・公共 サービスとされていた事務・事業が民間従事者 により担われているのである。しかも、上記の 建築確認事務はもとより指定管理者(民間事業 者、NPO)による公の施設を利用する権利に 関する処分(行政処分)にまでその領域は拡大 しているのであって、国家賠償法に定める「国 又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」に はこうした事業者も含まれるというのが通説と なっている。

このことはつまり、公務員以外の従事者が担う業務であっても、その業務が公共事務であれば公務・公共サービスということであり、逆に言えば公務員が担う業務だから「公務」ということだけではもはや、公務・公共サービスの定義としては不十分であることを意味している。民間事業者で担われる業務であっても最終的な責任は国もしくは地方自治体に帰するのであって、こうした事業も含め公務・公共サービスの質を担保し、国民・市民に対する責務を十全に果たしうる包括的な仕組みについて検討を深める必要がある。

公共事務を担う労働者が公務員だけではなく、すでにさまざまな主体により担われていること、市場化テスト法では官民が競争入札を行い、質・価格で最もすぐれたものを担い手として選定する仕組みとなっているにもかかわらず、永らく公務員は特別の法体系のもとに置かれ続けている。公務の担い手が多様化している今日、労働基本権も含めこれら労働者に適用する法制度を、できるだけ等質化させていくことがむしる求められている。